

唐仁古墳群・塚崎古墳群小考

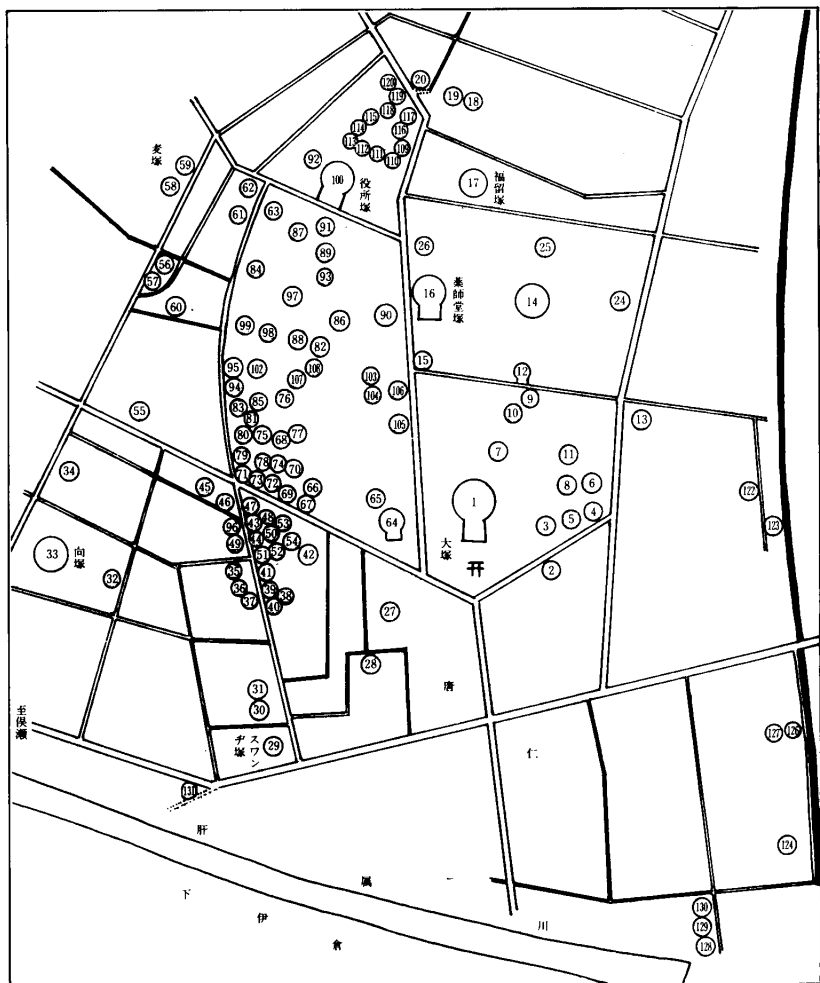
諏訪 昭千代*

A Study of an Ancient Burial Mound Tojin and Tsukazaki tumuluses

Akichiyo Suwa

唐仁古墳群

唐仁古墳群は志布志湾岸に沿った内陸に連なる古砂丘及びこれと接する西側沖積地に所在するものを合わせた円墳134基、前方後円墳6基からなる本県最大の古墳群である。当古墳群主要古墳の分布概略は第1図のとおりである。この中で墳丘の規模が最も大きい円墳は「向塚」の通称がある



33号墳の径約40m・高さ約5.2mである。第2位は90号墳の径約37m・高さ約6.7m, 第3位は14号墳の径約28m・高さ約10.3mである。17号墳の径18.9m・高さ約10.5mは、墳丘の大きさは長径約19m・高さ約2mの20号墳とほぼ同規模であるが高さは後者の5倍余りである。円墳で規模が比較的大きいものは上述のとおりであるが計測値が知られている118基を規模別に分けると表1のとおりである。
註① 従ってここでは径が20mを超えるものは極めて少なく、10mに満たない小規

第1図 唐仁古墳群主要古墳分布（東串良町の文化財から転載）

* 鹿児島市城山町1-1 鹿児島県立博物館

模で低平なものが大部分を占めているのが特徴の一つである。これらの円墳は一部に6世紀後半から7世紀前半の古墳時代後Ⅱ期のものを含むが、多くは大隅半島各地に知られている小規古墳群同様、古墳終末期の7世紀中葉から後半の古墳時代後Ⅲ期を中心に造営されたものであることは疑いあるまい。

前方後円墳で規模が最も大きいものは、土地の人が「唐仁大塚」と称呼している1号墳である。この1号墳は長軸約285m・後円部高さ約11mの3段築成であるが、前方後円墳であるのかどうか未だはっきりしないところである。後円部と云われているところは葺石があるほか、2段目と3段目の間の一部に円筒埴輪列が認められる。また墳丘の周りは幅員約20mの周濠が繞っている。しかしこの周濠はほぼクビレ推定地で終止し、盛土した明確な前方部がないことと合わせて前方後円墳を特定できない根拠になっている。こうした曖昧な形態の特徴をもつにも拘らず、その規模は当古墳群では最も卓越した盟主的古墳である。1号墳の主体部は堅穴式石室で主軸の方位は概ね南北である。石室は長さ3.59m・幅員1.21m・高さ0.84mである。石室の南北両端は広狭の違いは殆んどない。石室内部には舟形石棺を納めてあった。石室と石棺は南側で0.3m、北側が0.6mの間合いがあり北側から鉄製甲1領が発見されている。こうした棺外副葬の位置からするとこの被葬者は北枕であったことは先ず間違いあるまい。またこの1号墳は石室の規模、形状、石棺の形状、副葬品の鉄製甲から5世紀中葉以前に遡ることは極めて難しい^{註②}。従って造営期は5世紀後半の終わり近くに比定されるべきものと考えられる。

次に堅穴式石室の東南、拝殿の床下には箱式石棺1基が表出している。箱式石棺の副葬品はこれまで判明していないので、副葬品から箱式石棺の時期を推知することは容易ではない。しかし、堅穴式石室と同時期であれば殉死、時期を異にするのであれば追葬と見るのが妥当であろう。

前方後円墳の第2位は「役所塚」の名称がある100号墳である。これは長軸約57m・後円部高さ約7.2mである。第3位は「薬師堂塚」の呼名がある16号墳の長軸約42m・後円部高さ5.1mである。第4位は長軸約28m・高さ2mの64号墳である。64号墳は道路を隔てて1号墳の西方約150mのところに所在する。この64号墳の長軸約28m・高さ2.7mは現存値であって、墳丘の一部は以前に崩されているからこれが本来の規模でないことは明白である。また64号墳は葺石で覆ってあったけれども、墳丘を崩した時大部分を採りあげて墳丘に積んであるほか残余は旧状のままに残っている。64号墳は先に述べたように墳丘の一部が崩されているけれども、1号墳に近い古墳群の中央に位置していることから16号墳の長軸約42mにかなり近かったのではなからうか。前方後円墳第5位の12号墳は長軸約16.5m・高さ約3.3mで、前方後円墳では次の129号墳と共に小さい部類である。第6位は長軸約8m・高さ1.3mの129号墳である。12号墳と129号墳の二つは群集噴出現期の円墳に及ばないばかりか形成期の小型円墳と殆んど格差のないものであるから、7世紀後半から8世紀初め頃の古墳時代後Ⅳ期に推定しても支障はないものと考えられる。従って、当古墳群でこの期に至るまで前方後円墳特有の形態が踏襲されている背景には余程の特殊な事情が絡んでいたことは間違いのない。つまり、日本の西南辺境地古墳文化の停滞性を表徴すると共に、これらの被葬者が大和政権と深い関わりを持つ特殊な地位にあったことを物語る何物でもない^{註③}と推知するのである。

表1 円墳の規模の割合

(m)	数	比率 (%)
10 以下	85	72.03
11 ~ 20	30	25.4
21 ~ 30	3	2.54
31m以上	2	0.016

古墳時代後II期の円墳の築成に加えて同後III期の小円墳からなる群集墳の出現は、それまでの大型前方後円墳に見るように古墳の造営が極く限られた支配階級の占有物でなくなったことを意味する。そのことを当唐仁古墳群を中心とする地域で見ると、唐仁1号墳・100号墳など前方後円墳の被葬者＝大隅郡督と大隅国守を兼ねていた家父長制世帯共同体首が主導する井堰、導水路・排水路の設置など発達した農業技術を導入した開田によって決して広くはないが耕地を新たに領有するようになった中小世帯共同体が農業生産性を高めた結果、余剰農産物と余剰労働力を保有したことであろう。こうした社会的発展の中で当唐仁古墳群中小円墳の被葬者及びそれを営んだ集団が新たな水田に開発したところは、当古墳群在所の古砂丘と今日の新砂丘及び肝付川に挟まれた沖積低地であろう。ここは当時は洪水時の冠水を余儀なくされるばかりでなく、時に海水が遡上したであろうと見られるところである。しかし、導水路を始め排水路や防水・防潮堤を構築して古くから乾田化が推進されたに違いない。肝付川右岸沖積地の自然堤防に営まれた西横間古墳郡などは、このような社会的・経済的基盤が拡大したことを推知させるものである。従って、当唐仁古墳群で大部分を占める小規模円墳はこうした地域の社会的・経済的基盤拡大を支えた同地域の小規模世帯共同体が営んだものに違いない。また唐仁1号墳を始めとする畿内型前方後円墳は、この在地だけでなく、肝付川以北の前方後円墳を含む各地の小規模古墳在地の世帯共同体を統轄していた小家父長制世帯共同体が営んだものであったことは既述のとおりである。唐仁古墳群の中心に所在する大型前方後円墳はこうした社会的・経済的動向を映したものと云い得るのではなからうか。

なお12号墳、129号墳造営の背景にあるものは前代に引き続き畿内政権を後楯にしなければならなかった特異な事情があったことは否めない。

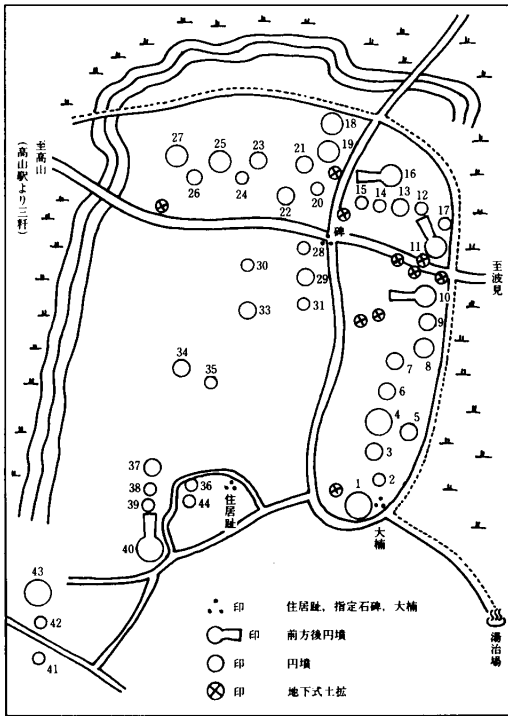
塚崎古墳群

塚崎古墳群は肝付川右岸の標高約20mのシラス台地と、その南に位置する丘陵北側斜面に所在するものを合わせた円墳39基、前方後円墳4基からなる中規模の古墳群である。この古墳群は唐仁古墳群から約4km南に位置しているので、地理的には名実共に畿内型古墳分布の南限になる。43基の古墳分布概略は第2図のとおりである。これらの古墳は在所によって、

- A. 台地南の丘陵北斜面にあるもの
- B. 台地の東縁に沿ったところにあるもの
- C. 台地の北側にあるもの
- D. 台地中央にあるもの

に区分できる。しかし、明確な画線を設けることは難しいようにも思われるがこれらはそれぞれがひとつの支群を構成していると見られないでもない。

前方後円墳4基で規模が最も大きいものは丘陵北側斜面の40号墳である。これは同じ古墳群の他を限下にするると共に、唐仁古墳群をも遠望する高所に位置している。40号墳は長軸約52m・後円部高さ約8mで、後円部が斜面上位に前方部は斜面下位にある。墳丘は葦石で覆ってある。しかしこれ以外の詳細は明らかでない。第2位は長軸約41m・後円部高さ約4mの11号墳、第3位は長軸約39m・後円部約4mの16号墳、最小は長軸約32m・後円部高さ約3mの10号墳である。前方後円墳のうち10号墳、11号墳、16号墳の3基は何れも東九州、就中宮崎県中央部に多々見られる「柄鏡式



第2図 塚崎古墳群分布概略 (高山町の文化財から転載)

が南北であると言われている。註④先の唐仁1号墳、横瀬古墳は既述のとおり墳丘の長軸だけでなく主体部の主軸も同じ南北であるから、畿内古墳文化の形質を色濃くしたものとしても決して不都合でないと考える。前方後円墳主体部の長軸方位に加えて、同一地域で前方後円墳の長軸方位が古墳造営時の社会的伝統や習俗を反映するものであれば、長軸の方位を異にする40号墳・11号墳と16号墳・10号墳の2群間に画期があることは疑いない。このことに各古墳の規模、形状、立地を加えて造営の時期を斟酌すれば、前方後円墳4基は40号墳、11号墳、16号墳、10号墳の順に築成されたことが推知される。それは正しく墳丘の規模、後円部高の遞減順位と合致すると云えなくもない。そしてこれら4基の被葬者何れも肝付川右岸に広がる沖積地の大半を領有してこの地を治めると共に、大和政権と深く結びついていた郡督級在地豪族4代であったものと考えられる。註⑤

40号前方後円墳の下方にある37号墳・38号墳・39号墳は、その位置、規模から40号墳の陪塚或いは家族と見られないでもない。しかし44号墳・46号は同じ尾根筋でも少し離れたところにあるので、両者を前三者と同列に見ることができかどうか些か疑問である。16号前方後円墳の南には12号墳・13号墳・14号墳・15号墳の円墳4基が東西方位に1列に並んでいる。これのうち16号前方後円墳と何等かの関わりをもつのは12号墳以外の3基であろう。12号墳は17号墳と共に11号前方後円墳の陪塚或いは家族墓と見るべきであろう。10号前方後円墳の南近くには8号墳・9号墳に続いて、台地の若干内側に4号墳・6号墳・7号墳の円墳3基が所在するが、前の2基が後の3基以上に10号前方後円墳と深い関わりがあるものと推定される。

次に10号・11号・16号前方後円墳の周りには地下式横穴墓10基が発見されている。墳丘墓の間に

古墳」と同類である。4基の前方円墳は40号墳が最も南に所在し、16号墳はこれと反対の最北に位置する。そして10号墳、11号墳の2基が両者の間に所在する。4基の長軸と高円部の高さは40号墳、11号墳、16号墳、10号墳の順で遞減する(但し、後円部の高さは11号墳と16号墳は同高の4mである)。また4基の長軸の方位は概ね

- 40号墳……………南-北
- 11号墳……………南-北
- 16号墳……………東-西
- 10号墳……………東-西

であるから、4基の長軸は南北2、東西2でその割合は相半ばする。本県で40号墳、11号墳と長軸が同じまたは近似する前方後円墳は、唐仁1号墳・16号墳・64号墳・100号墳のほか横瀬古墳などが知られている。唐仁1号墳、横瀬古墳は長軸だけでなく主体部の主軸も同じ南北である。畿内の前方後円墳で比較的時期の古いものは主軸の方位

発見されたこれらの地下式横穴墓の玄室は四柱形のもの2基、円形のもの4基である。このうち人骨が認められたものは5基である。その中には2体を合葬したものの1基が含まれるが、人骨の性別・年齢は明らかでない。副葬品は1号墓に直刀1本・鉄製武器?5本・水晶玉1個・切子玉70個をはじめ、2号墓に直刀1本・鉄鏃、3号墓に刀子1本、5号墓・6号墓に直刀各1本が知られている。副葬品でこれら地下式横穴墓6基に通ずるものは改めて述べるまでもなく鉄製利器であって農具や工具は含まれていない。またこれに合わせて水晶玉・切子玉のような垂飾を持つ例もある。従って副葬品から想定される被葬者は農業や手工業に携っていた者でなく、武人的色合いを濃くする人々であって政治的・社会的・経済的に低い地位にあったものとして一括することは出来ないのではなからうか。ただこれらの地下式横穴墓は墳丘墓との関わりを推知する手掛りは全く得られていないから、二つの墓制がどのような関係にあるのかここで推論することは難しい。しかしこれらの地下式横穴墓が串良町上小原7号円墳とその下に営まれた地下式横穴1号墳の関係に見るように塚崎古墳群でも同じような関係、即ち地下式横穴墓が墳丘墓に先行するのであれば、地下式横穴墓の被葬者は家父長制世帯共同体に組織されていた房戸の世帯共同体員のものであり、墳丘墓はやはり家父長制世帯共同体の下にあった郷戸的世帯共同体首長のものであったのではなかったかと推知する。墳丘墓と地下式横穴墓の併行する二つの墓制、時に墳丘墳に比べ多彩な副葬をもつ地下式横穴墓の存在は被葬者の身分的格差のみをもってしては十分な説明は為し難い。従って土地を共有し生産・消費を共同で行う郷戸的世帯共同体のもとにあって、実質的生活単位を構成していた房戸的世帯共同体が営んだものとするのが最も妥当であると考えられる。

高山町には塚崎古墳群のほか高山川流域のシラス台塚周縁に軍原古墳群・辺塚古墳群・上西方古墳群などが知られている。また肝付川流域微高地の自然堤防にも西横間古墳群・丸岡古墳群が所在する。これらの古墳群は何れも径10m以下の小規模円墳の集まりで古墳時代後Ⅲ期から終末期に営まれたものである。西横間古墳群の近くにある横間地下式横穴墓11基は西横間古墳群と同時期に想定されるものである。このように同地域で墳丘墓と地下式横穴墓の異なるこの墓制が同時に、しかも群集して営まれたのは政治的・社会的格差に立脚して観ようとしたのでは十分ではない。従って既に述べたように異なる房戸的世帯共同体によって営まれ、被葬者は同じ世帯共同体員であったと観ることが最も妥当であると考えられる。

註1. 鹿児島県市町村別遺跡地名表 鹿児島県教育委員会 1985に基づいた。

2. 「鹿児島県志布志湾沿の2・3の前方後円墳について」諏訪昭千代 鹿児島考古第21号 1987.
3. 「東串良町郷土史」・「東串良町の文化財」は唐仁64号墳を「前方後円墳」に、上記註1は「円墳」にしてあるので東串良町文化財審議委員下伊倉始氏に尋ねて前方後円墳であることを確認した。
4. 「東串良町郷土史」・「東串良町の文化財」は「円墳」、上記註1は「前方後円墳」としてあるが上記註3の下伊倉氏は形状の識別が難しいことであつたので註1に拠つた。
5. 続日本紀 文武4年6月条及び養老4年条 新訂増補国史大系 3 吉川弘文館 昭34。